

「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業の企画書作成に係る仕様書

1 件名

民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化事業（「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業）

2 事業の趣旨・目的

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「全員参加社会」を実現するため、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限に活用する」とこととされた。

労働市場においては即戦力となる技能や経験を持った人材を求めことから、学卒未就職等の就業経験の乏しい若者に対して、研修と紹介予定派遣を組み合わせることで正社員就職を支援する。

3 事業の実施に係る事項

事業の実施を希望する事業者は、『「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業に係る企画書募集要項』及び本仕様書並びに『「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業実施要領』に基づき、事業実施事業者として厚生労働省職業安定局長の認定を受けなければならない。

4 事業実施期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とする。

5 事業に係る経費助成

本事業の実施に当たって、事業経費及び就職報奨費を助成する。

(1) 事業経費（上限額）

本事業の実施に要する経費は、年間の上限額22,000千円（消費税及び地方消費税を含む。1事業者が最低50人を1単位とした場合の上限額）として、3年間の総事業経費上限66,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、1事業者が複数の単位の支援対象者数（目標）を掲げる場合は、事業経費にその単位分を乗じた額とする。（支援対象者数の上限は、7の（3）を参照）

(2) 就職報奨費（上限額）

就職報奨費は、正社員に就職させた支援対象者1人につき100千円とし、事業実施期間の支援対象者数（目標）に相当する額を上限とする。

6 支援対象者

支援対象となる学卒未就職者等の範囲については、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 平成25年3月末までに大学等を卒業し、1年以上正社員経験のない者

(2) 大学等を卒業した後、正社員経験が2年未満である第二新卒者やフリーターである者

- (3) その他、平成26年3月以降に卒業する者のうち、卒業後半年以上を経過しても正社員就職できず、当該事業実施者において、正社員就職前に一定の基礎研修や就労体験が必要であると判断される者

7 企画すべき事業内容

学卒未就職者等のうち特に卒業から1年を経過しても正社員就職が果たせない者等に対して、民間人材ビジネス事業者の創意・工夫を活かした「紹介予定派遣」制度に基づく支援事業によって派遣期間終了後の正社員就職を実現する。

民間人材ビジネス事業者は、自社の実施した派遣活用型の正社員就職事業を整理、検証して国に報告し、国は報告を受けた事業についてビジネスモデルとして構築するとともに、その普及を図ることにより学卒未就職者等の就職支援を官民連携して推進するものとする。

(1) 研修及び紹介予定派遣について

学卒未就職者等に対して、派遣元での研修と派遣先での派遣就労（紹介予定派遣）を実施することで、社会人としての基礎的スキルと経験を積み、派遣期間終了後に、派遣先での正社員就職を目指すものとする。

ア 支援対象者が、学卒未就職者等の就職困難者であることを踏まえた研修と紹介予定派遣を一体的に実施すること。

イ 派遣先が紹介予定派遣期間終了後に「正社員」として就職することが要件であること。

ウ 支援対象者が、学卒未就職者等の就職困難者であることを踏まえ、必要な時期に、相談、キャリアカウンセリングによるサポート等の必要な支援を組み合わせること。

オ 派遣就労終了後に正社員就職に至らなかった場合について、引き続き支援を継続するものであること。

(2) 実施地域

ア 全国を以下の5ブロックに分けて募集を行う。

北海道・東北（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）、

関東甲信越（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野）、

中部（富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重）、

近畿・中・四国（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）、

九州・沖縄（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

イ 事業者は、1ブロックのうち1つの都道府県（以下「県」という。）の1カ所を拠点として事業を実施する。どこを拠点とするかは事業者の自由とする。

ウ 事業者は、拠点とした県を中心に隣接する複数の県に事業範囲を拡大して実施することもできる。ただし、隣接する県は拠点とする県と労働市場において密接な関係を有していなければならない。

エ 事業者は、最大3ブロックで、同様に事業を実施できる。ただし、1ブロックごとに事業内容、成果等を整理できなければならない。

(3) 募集する事業者数及び支援対象者数

- ア 募集する事業者数は、全国5ブロックの合計で延べ50者を最大とする。
- イ 3年間で事業実施する支援対象者は、5ブロックで7,500人以上とする。
- ウ 1事業者当たりの実施すべき支援対象者数は1年で50人、3年間で150人を最低実施数とし、50人以上実施したい場合、1年で50人ずつの単位で増やせるものとする。
- エ 各ブロックごとに以下に定める上限を超えることができないものとする。

(1ブロックにおける最大事業者数、3年間の総支援対象者数、
1事業者当たりの3年間の上限支援対象者数)

北海道・東北（4事業者、600人、1事業者あたり300人）
関東甲信越（24事業者、3,600人、1事業者あたり600人）
中部（4事業者、600人、1事業者あたり300人）
近畿・中・四国（14事業者、2,100人、1事業者あたり600人）
九州・沖縄（4事業者、600人、1事業者あたり300人）

オ 実施人数は、各年で実施する人数を積み上げたものである。

(4) 支援対象者の募集及び派遣先企業の開拓

- ア 支援対象者は、事業者の責任において確保すること。
- イ 派遣先企業は、事業者の責任において確保すること。
- ウ 事業の周知、募集は、事業者の責任において行うこと。

(5) 事業の目標

- ア 事業者が単年度で支援対象とすることとしたすべての者を紹介予定派遣により派遣就労させること。
- イ 事業者が単年度で支援対象とすることとした人数について、その70%以上を就職させること。
- ウ ア又はイの目標が達成できない場合であって、状況を改善できない場合、3年度終了を待たずに事業の中止もあること。

(6) 事業の実施体制の整備等

- ア 事業を実施する事業所は、労働者派遣法に基づく届出等を出している事業所であ

ること。

イ 中心となる派遣事業所は1つの地域内に1カ所とする。

ウ 1つの地域内で1人の事業責任者を置くこと。事業責任者は派遣元責任者を兼務してもよいこと。

エ 事業に配置する者については、十分な能力と経験を有する者であること。

オ これらの事業を実施するための体制及び事業の管理体制を整備できていること。

8 事業経費の取扱い

本事業の助成対象となる事業経費については、以下のとおりとする。

(1) 人件費

ア 派遣元社員の人件費

イ 派遣元社員の各種保険料等

(2) 管理費

ア 事業所の賃借料

イ 事業所の管理費（光熱費等）

ウ 事業に必要な備品及び消耗品費

エ 備品に係る通信・保守費

(3) 事業費

ア 営業に係る経費

イ 周知・募集に係る経費

ウ 研修に係る経費

エ キャリア・カウンセリングに係る経費

オ その他サポート全般に係る経費

カ 事業の報告に係る経費

(4) 消費税及び地方消費税

9 紹介予定派遣に係る経費の取扱い

(1) 労働者派遣に係る派遣料金の徴収を前提として、派遣就労期間中の支援対象者の賃金等は派遣料金から支払うものとする。

(2) 派遣料金及び賃金については、支援対象者の就労期間中の生活を保障できるよう配慮して設定するものとする。

(3) 派遣就労終了後に正社員就職がなされた場合でも、派遣先からの紹介手数料の徴収はしてはならないものとする。